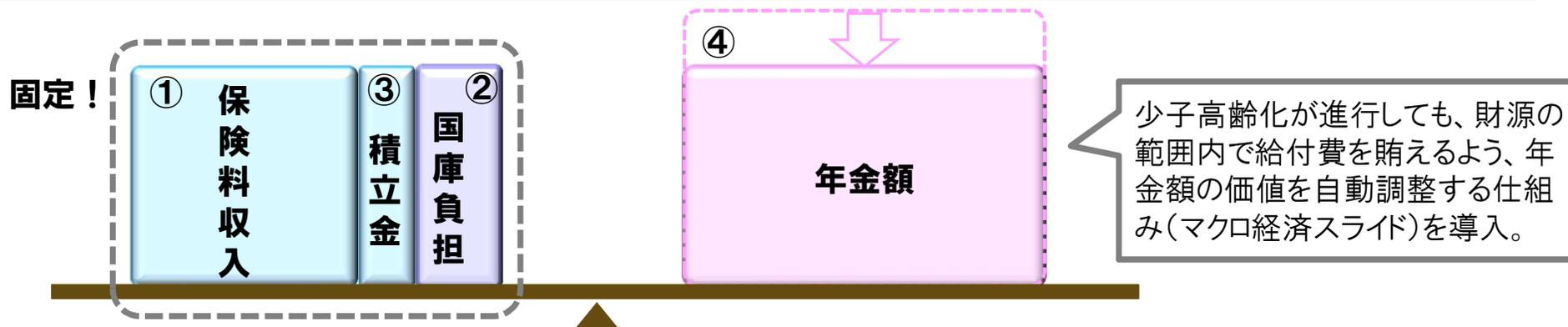


# 財政検証の意義・役割等

厚生労働省年金局  
2018年6月22日

# 平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



## ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

- ・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,340円(平成30年4月~)

## ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

## ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

## ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

# (参考) 平成16(2004)年改革以前の財政再計算

## ○ 保険料率は将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用 5年ごとの財政再計算において、当面の保険料率を設定(改定)してきた

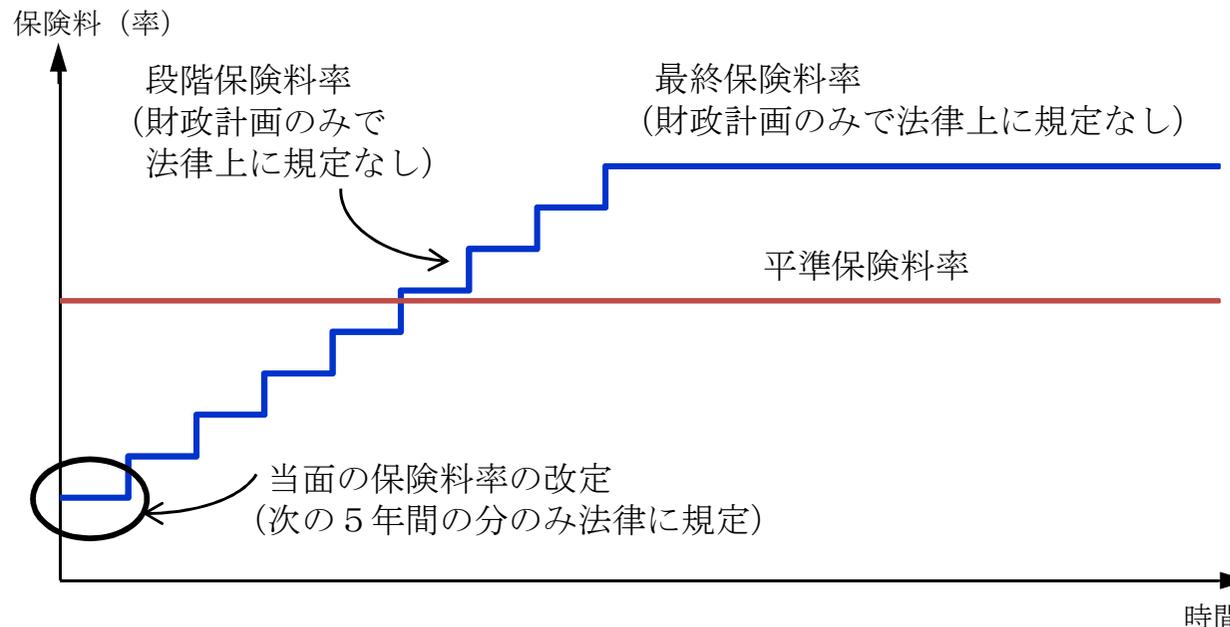
厚生年金の前身である労働者年金保険の創設当初は、将来にわたって一定の保険料率とした場合に必要水準(=平準保険料率)であったが、戦後、当時の混乱期における被保険者と事業主の負担能力を考慮し、暫定的な低い保険料率(3%)を設定。(当時の平準保険料率は、男子9.4%)

以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用。財政再計算においては、保険料率の将来見通しを作成した上で、当面の保険料率を設定(改定)してきた。

## ○ 給付の見直しと負担の見直しを同時に行ってきた

高度経済成長期以後は、これに合わせて賃金や生活水準の向上に合わせた給付の充実が行われてきた。

また、高度経済成長期後は、保険料率の将来見通しを作成するに当たって、将来の保険料水準が負担可能な範囲を超えて高くなり過ぎないように給付設計についても見直しを実施してきた。(平成6年改正、平成12年改正)  
このため、財政再計算と合わせて年金制度の改正法案を準備してきた。



(注) 平準保険料率とは、その時点の法律に基づく給付水準の下で、将来にわたって一定率で収支均衡が図ることができる保険料率のことをいう。

# (参考) 財政再計算の歴史

再計算実施年	改正概要	改正前 保険料率 ＜標準報酬ベース＞	改正後の 保険料率 ＜標準報酬ベース＞	最終保険料率・到達年 (括弧内は、改正なかりせば) ＜標準報酬ベース＞	人口・経済の 諸前提	モデル 年金の水準 (標準的な年金額の 対標準報酬比)
S48年	○ 5万円年金の実現 ○ 賃金再評価・物価スライド制の導入	6.4%	7.6%	19.6%・2008年	出生率 2.23(2025年) 物価上昇 5.0% 賃金上昇 7.0%	62% (5.2万円)
S51年		7.6%	9.1%	20.7%・2006年	出生率 2.10(2025年) 物価上昇 ー 賃金上昇 6.0%	64% (9.0万円)
S55年	※ 厚生年金の支給開始年齢の引上げを議論するも、制度改正の規定を法案に盛り込むには至らず。	9.1%	10.6%	35.4%・2021年	出生率 2.10(2025年) 物価上昇 5.0% 賃金上昇 7.0%	68% (13.6万円)
S59年 (S60改正)	○ 基礎年金制度の導入	10.6%	12.4%	28.9%・2021年 (38.8%)	出生率 2.09(2025年) 物価上昇 3.0% 賃金上昇 5.0%	69% (17.6万円)
H元年	○ 完全自動物価スライド制の導入 ※ 厚生年金の支給開始年齢の引上げを提案するも具体的な制度改正には至らず。	12.4%	14.5% 注)H2年12月までは、14.3%	31.5%・2020年 【参考値】厚生年金の支給開始年齢を引き上げた場合 26.1%	出生率 2.00(2025年) 物価上昇 2.0% 賃金上昇 4.1%	69% (19.7万円)
H6年	○ 厚生年金の定額部分の支給開始年齢引上げ ○ 報酬比例部分について、可処分所得スライドを導入	14.5%	17.35% 注)H8年9月までは、16.5%	29.8%・2024年 (34.8%)	出生率 1.80(2025年) 物価上昇 2.0% 賃金上昇 4.0%	68% (23.1万円)
H11年 (H12改正)	○ 厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引上げ ○ 厚生年金の報酬比例部分の給付水準を5%適正化 ○ 既裁定年金を賃金スライドから物価スライドに改正	17.35% ↓ 対年収(総報酬) ≪13.58%≫	17.35%(※1) (未曾有の経済危機からの回復過程にあることを考慮し、保険料率の引上げが凍結)	27.8%・2024年 ↓ (34.5%) 対年収(総報酬) ≪21.6%≫	出生率 1.61(2025年) 物価上昇 1.5% 賃金上昇 2.5%	59%(※) (23.8万円)

給付の充実

給付の適正化

注1) 保険料率については、基本的に、男子の保険料率を記載  
注2) S48年とS51年の賃金は、長期的な見通しとしての数値を記載  
注3) モデル年金の水準の括弧内は、再計算時の価格表示。S60改正以後のモデル年金の水準については、成熟時における年金水準・年金額を記載

※) 手取り総報酬に対する新規裁定の年金額の割合

# 財政検証について

## 平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ  
(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

財政検証 →

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
  - 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する
- 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

平成26年度: 62.7%      12.8万円      9.0万円      34.8万円

# 財政の現況及び見通し(いわゆる財政検証)に関する法律の規定

国民年金法(昭和34年法律第141号)一抄一

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 **政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。**

2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 **政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。**

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 **政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。**

(注)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)においても、上記と同様の規定がある(第二条の四及び第三十四条)。

附 則

(給付水準の下限)

**第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。**

- 一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額(当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額
- 二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(当該年度の前年度における男子である同法による被保険者(次号において「男子被保険者」という。))の平均的な標準報酬額(同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。))に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十五歳に達する受給権者に適用されるものとする。)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として同項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額
- 三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

2 **政府は、**第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、**次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、**同項の規定の趣旨にのっとり、第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する**調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。**

3 **政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。**

# 平成26年財政検証の諸前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(24年1月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	→ { 出生高位: 1.60 出生中位: 1.35 出生低位: 1.12 }	{ 男: 79.55 女: 86.30 }	→ { 死亡高位 { 男: 83.22 女: 89.96 } 死亡中位 { 男: 84.19 女: 90.93 } 死亡低位 { 男: 85.14 女: 91.90 }

労働力の前提 — 「労働力需給推計」(26年2月、(独)労働政策研究・研修機構) 【労働参加が進む・進まない】

経済の前提 — 「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」での検討  
⇒ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日)を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い複数ケース】

		将来の経済状況の仮定		経済前提			(参考)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		
労働市場への参加が進むケース	労働市場への参加が進まないケース					実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年
		ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	
ケースB	1.6%	1.8%			2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC	1.4%	1.6%			1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD	1.2%	1.4%			1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE	1.0%	1.2%			1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定  
(有遺族率、障害年金発生率、納付率等) ※ただし、国民年金保険料の納付率については、実績や今後の取組を踏まえ、現状のままの納付率で推移した場合、今後の取組強化等により向上した納付率で推移した場合など複数設定

## 財政検証に用いる経済前提の基本的な考え方

- 財政検証の結果は人口や経済の長期的な前提に依存するが、これらの前提については**財政検証を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って長期の平均的な姿として妥当なものを設定**する必要がある。しかし、人口や経済の長期的な見通しには限界があり、時間が経つにつれて新たなデータが蓄積されると、実績との乖離も生じてくる。このため、少なくとも5年ごとに最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな財政検証を行うことが法律で定められている。

そもそも、**財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測 (forecast) というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影 (projection) という性格のものであることに留意が必要**である。このため、財政検証にあたっては、**複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要がある**ものである。

「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について」

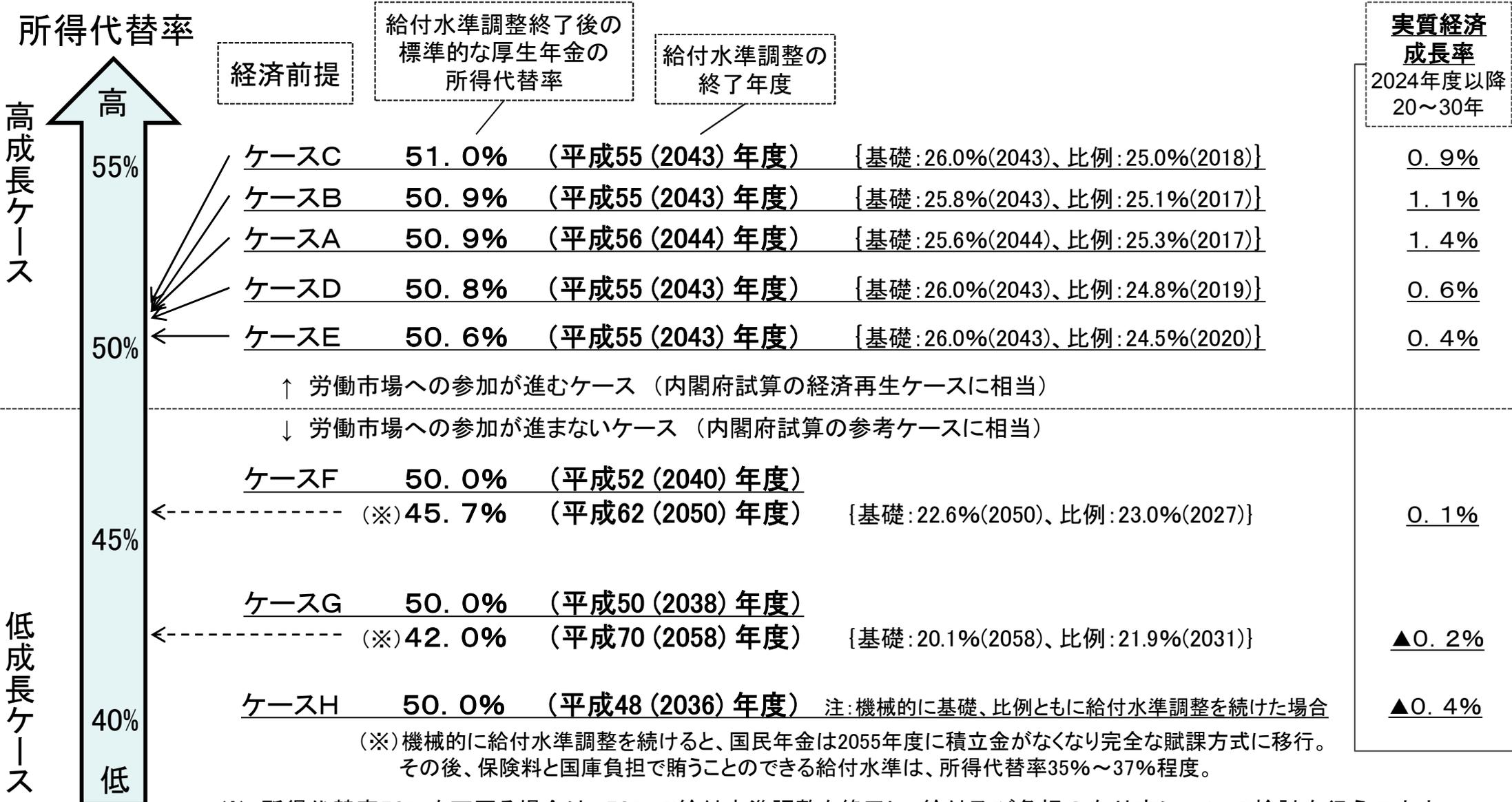
(平成26年3月12日、社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会)より抜粋

# 平成26年財政検証の結果

## ～所得代替率の将来見通し～

労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケースでは、所得代替率50%を確保

※人口推計が中位の場合(2060年の仮定:出生率1.35、平均寿命男84.2歳、女90.9歳)



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

# 平成26年財政検証の結果について

## < 経済:ケースC 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成30年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.0%』が維持される。

### 【経済(ケースC)】

- ・物価上昇率 1.6%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.8%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.2%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 0.9%

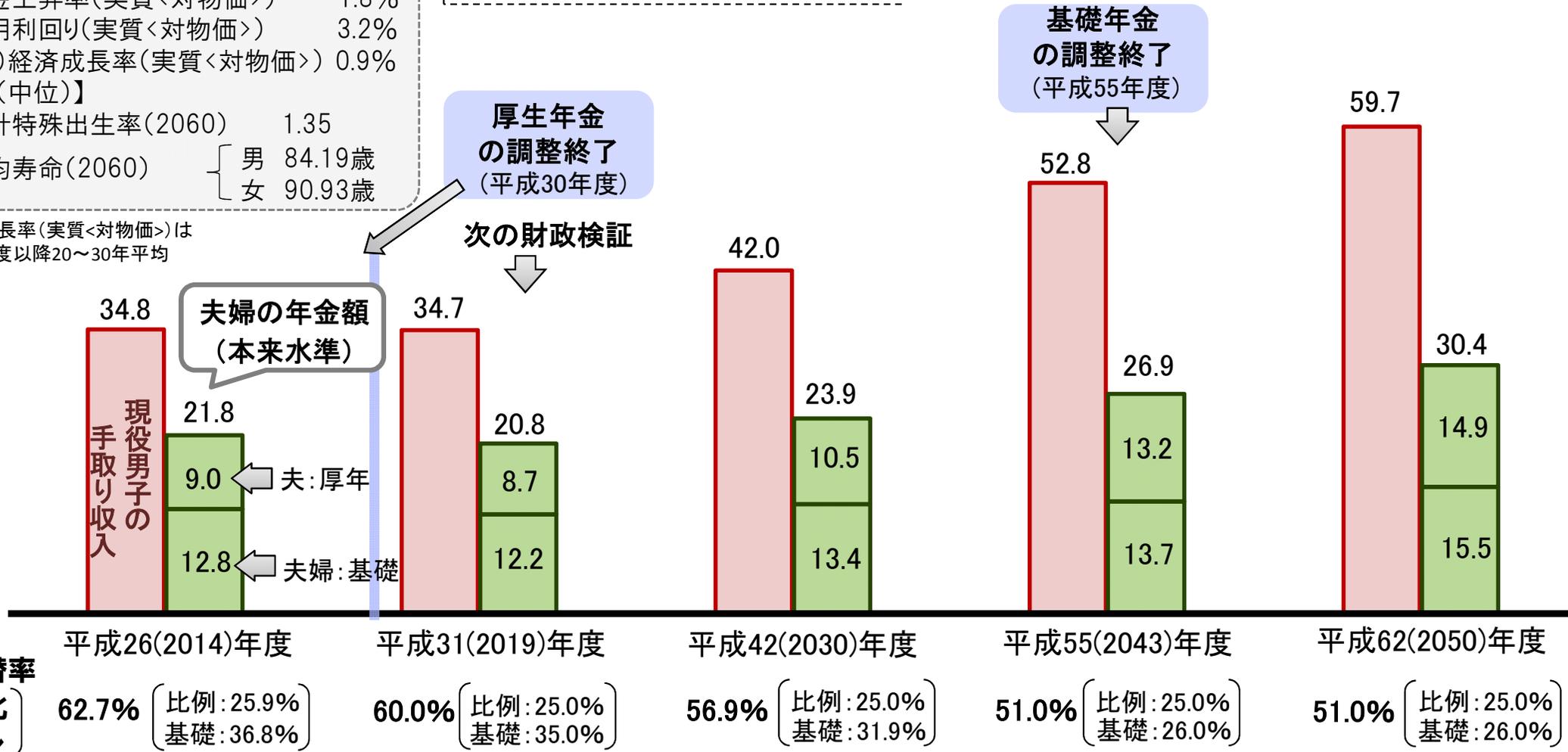
### 【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
  - 男 84.19歳
  - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額

※経済成長率(実質<対物価>)は  
2024年度以降20~30年平均



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースE 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。

## 【経済(ケースE)】

- ・物価上昇率 1.2%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.3%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.0%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 0.4%

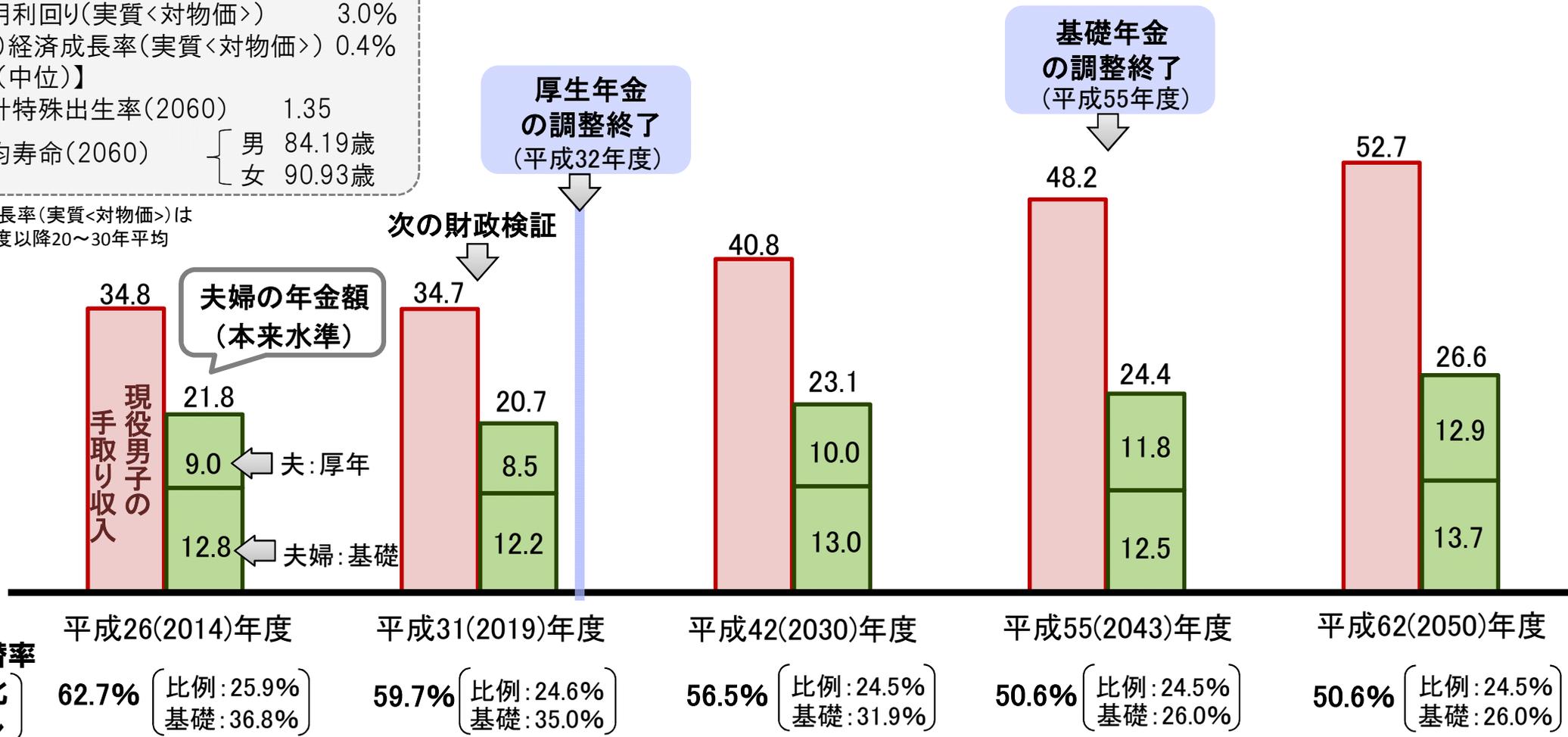
## 【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
  - 男 84.19歳
  - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額

※経済成長率(実質<対物価>)は  
2024年度以降20~30年平均



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 平成26年財政検証の結果について

## < 経済:ケースG 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整で平成50年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成70年度』、『厚生年金で平成43年度』で終了し、『所得代替率42.0%』になる。

### 【経済(ケースG)】

- ・物価上昇率 0.9%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.0%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 2.2%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>)▲0.2%

### 【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
  - 男 84.19歳
  - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

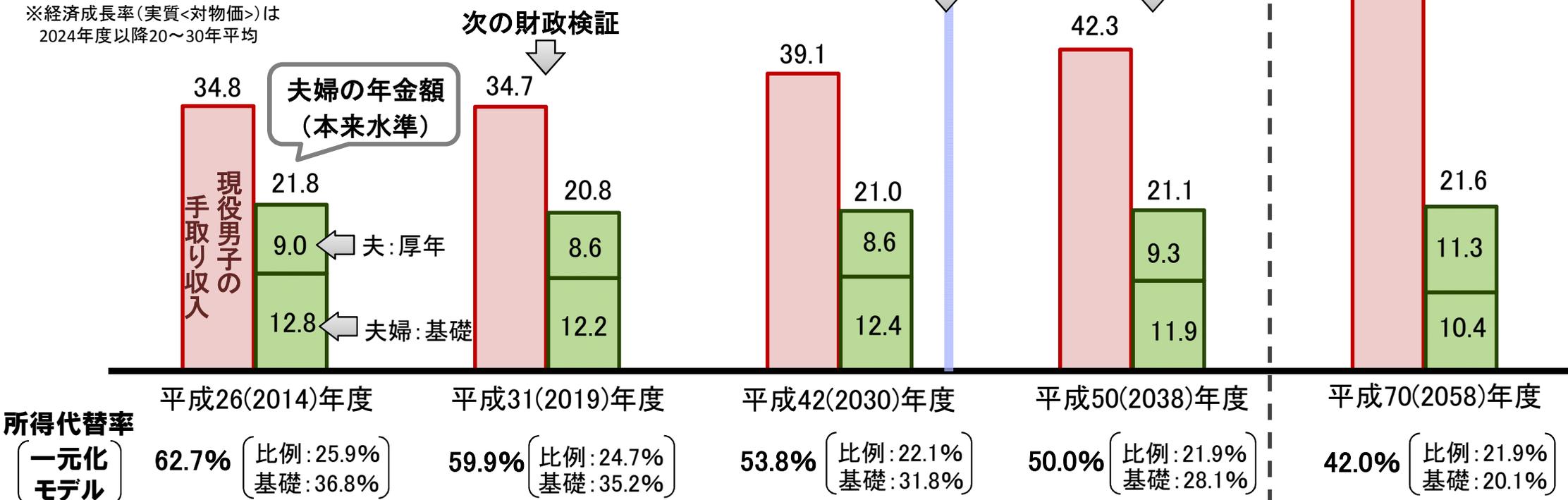
※ 物価で平成26年度に割り戻した額

基礎年金の調整終了

(平成70年度)

(仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合)

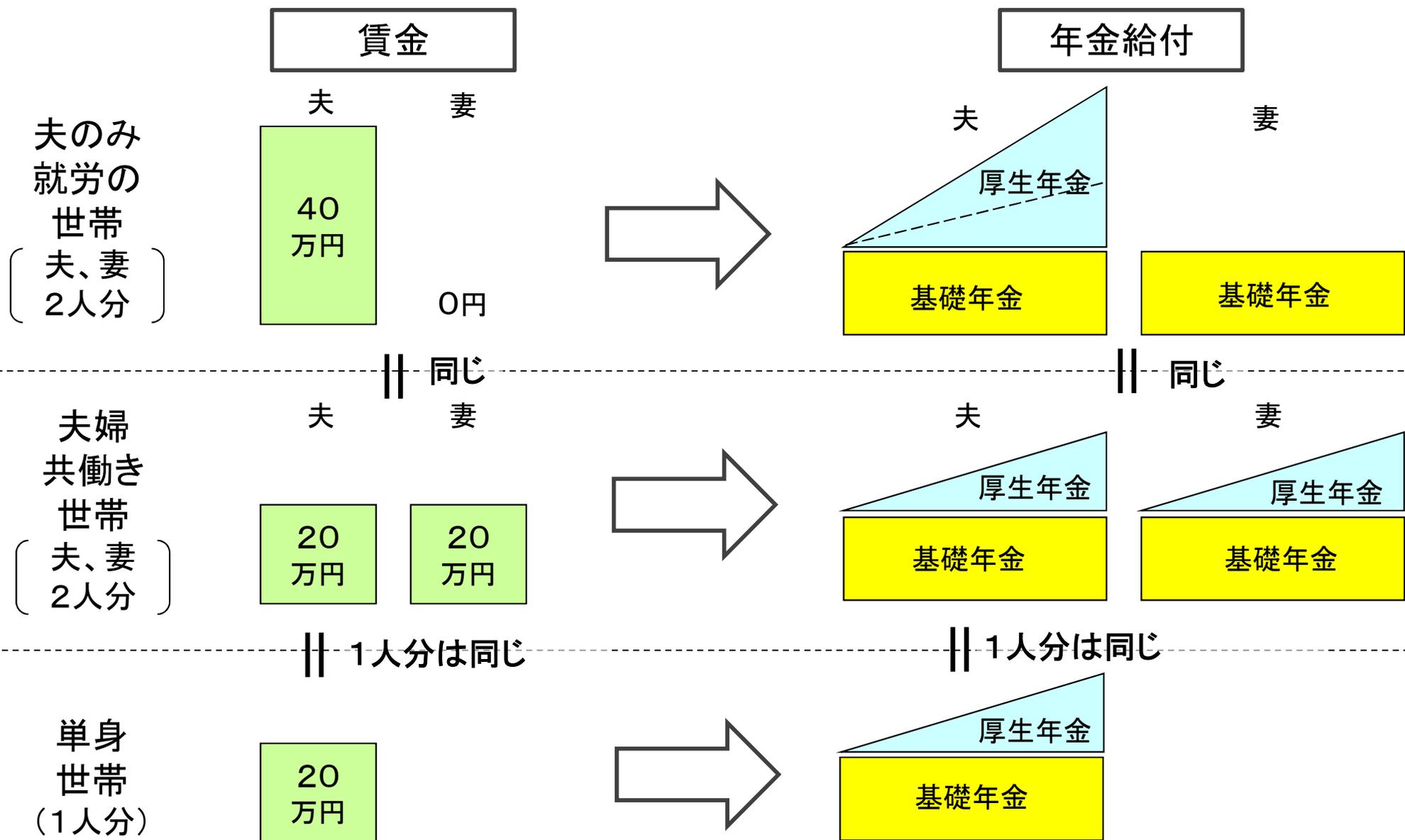
※経済成長率(実質<対物価>)は2024年度以降20~30年平均



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)

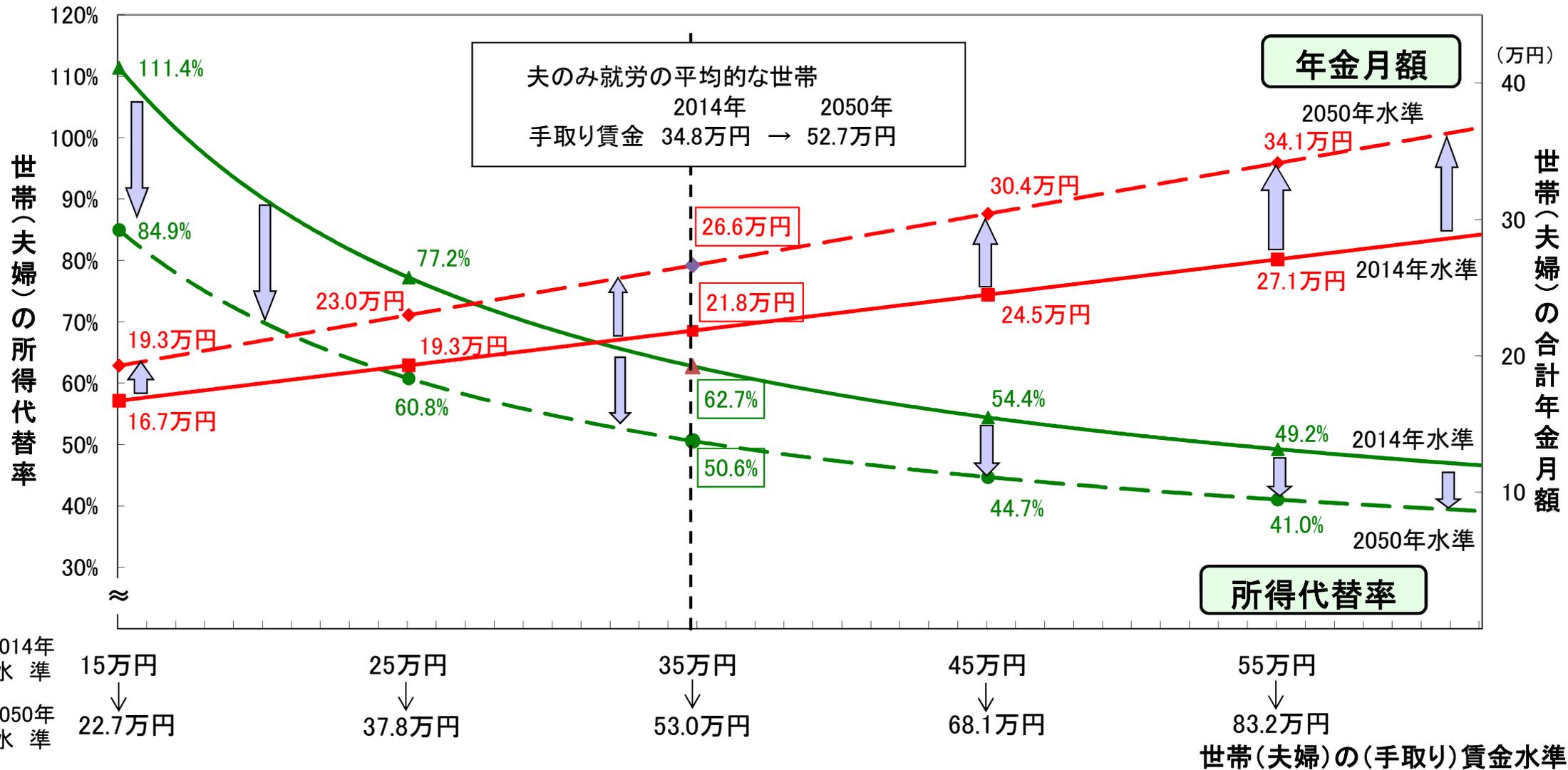


賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

# 賃金水準別の年金月額及び所得代替率

＜経済：ケースE 人口：中位＞

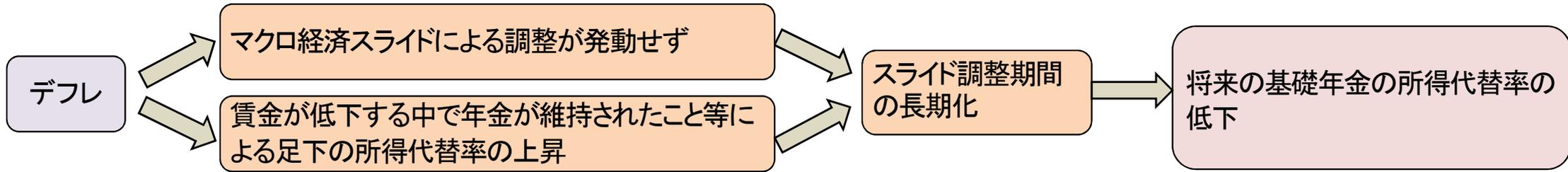
- 世帯（夫婦）の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1：年金月額は、新規裁定者の本来水準。

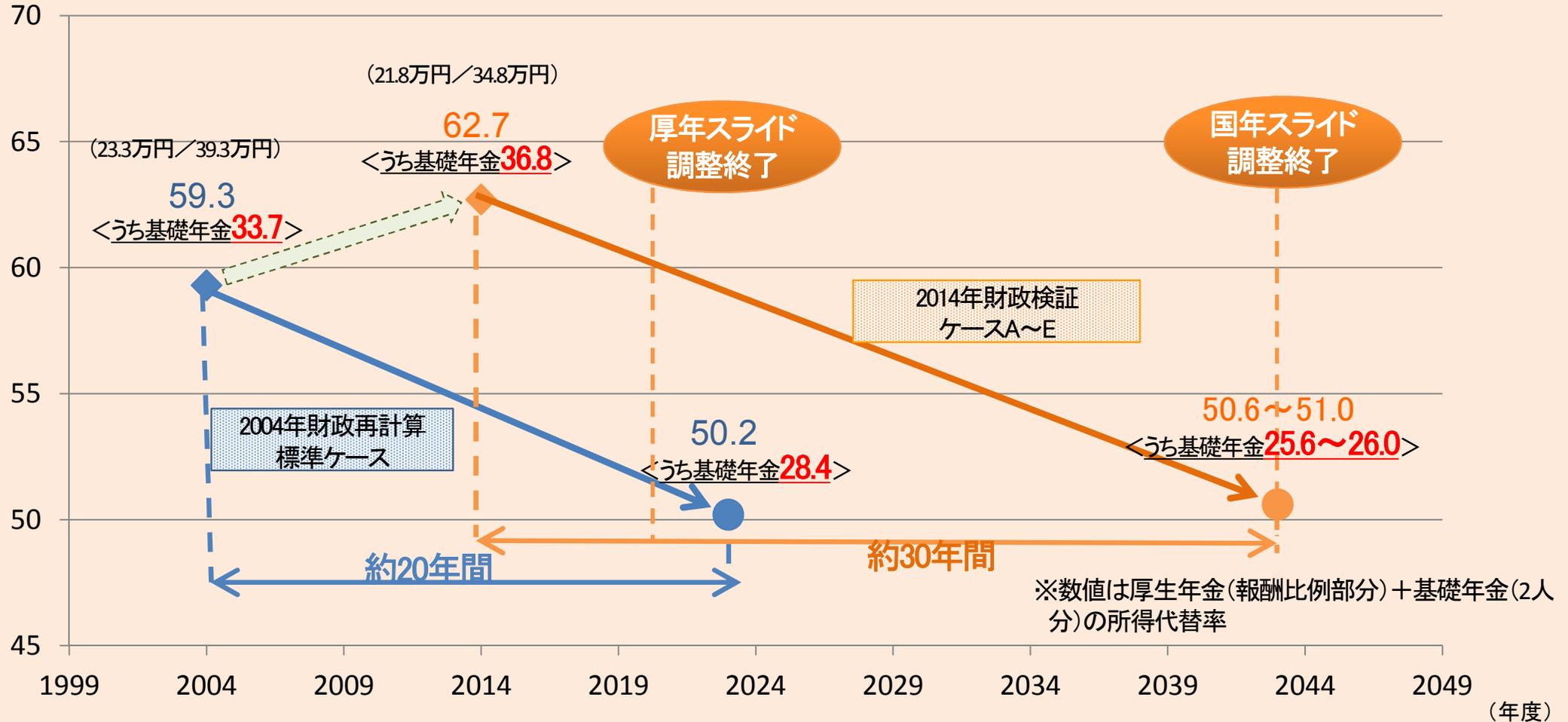
注2：2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

# デフレが給付水準に与えた影響



## 給付水準見通しの変化

所得代替率(%) ※所得代替率とは、現役世代の平均手取り収入（ボーナス込み）に対する厚生年金＋基礎年金2人分の65歳時の年金額の比率を指す。



# マクロ経済スライド調整の終了について

第1段階: 基礎年金の調整終了年度の決定 ← 国民年金の財政均衡により決定

第2段階: 報酬比例の調整終了年度の決定 ← 厚生年金の財政均衡により決定

**第1段階 国民年金の財政均衡**  
(⇒ 基礎年金水準の決定)

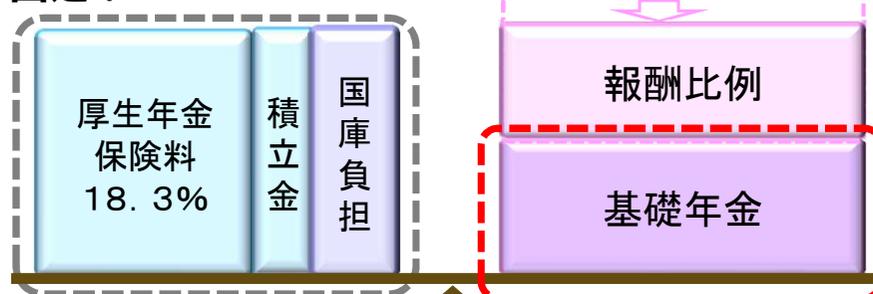
**第2段階 厚生年金の財政均衡**  
(⇒ 報酬比例水準の決定)

固定!



\*平成16年度価格

固定!



基礎年金低下  
↓  
報酬比例上昇

固定!

**厚生年金の所得代替率の見通し**(給付水準調整終了後)

※ ( )内は平成16年財政再計算からの変化

第1段階で決定した基礎年金水準を所与として報酬比例を調整

	平成16年財政再計算	平成21年財政検証	平成26年財政検証 (ケースE)
報酬比例(2階)	21.8%	23.4% (+1.6%ポイント)	24.5% (+2.7%ポイント)
基礎年金(1階)	28.4%	26.8% (▲1.6%ポイント)	26.0% (▲2.4%ポイント)
合計 [給付水準調整終了]	50.2% 基礎・比例[2023年]	50.1% (▲0.1%ポイント) 基礎[2038年], 比例[2019年]	50.6% (+0.4%ポイント) 基礎[2043年], 比例[2020年]

# オプション試算の実施

少なくとも5年に1度実施することとされている年金制度の財政検証については、来年実施されることとなっているが、一体改革関連で行われた制度改革の影響を適切に反映することはもちろん、単に財政の現況と見通しを示すだけでなく、上記に示した課題の検討に資するような検証作業を行い、その結果を踏まえて遅滞なくその後の制度改革につなげていくべきである。  
～ 社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)より～

《プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るために講ずべき改革の推進に関する法律)に掲げられた検討課題》

- ・マクロ経済スライドの仕組みの在り方
  - ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
  - ・高齢期における就労と年金受給の在り方
  - ・高所得者の年金給付及び年金課税の在り方
- 等

# オプション試算の内容

## オプションⅠ …マクロ経済スライドの仕組みの見直し

- 平成26年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(4年周期、変動幅±1.2%)による変動を加えて経済前提を仮定。(平成30年度以降変動を織り込み)
- 上記の経済前提において、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合を試算。

## オプションⅡ …被用者保険の更なる適用拡大

- 次の2通りの適用拡大を行った場合について、マクロ経済スライドによる調整期間や調整終了後の給付水準を試算するとともに、第3号被保険者の人数や世代別の平均的な第3号被保険者期間への影響も試算。

**適用拡大①(220万人ベース)；** 一定の賃金収入(月5.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大(220万人)

- ・月収5.8万円未満の被用者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の被用者については対象外
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

**適用拡大②(1,200万人ベース)；** 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大

- ・学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ対象外)
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

## オプションⅢ …保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

- 高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう次の制度改正を行なった場合を試算。
  - (1)基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
    - ・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
  - (2)65歳以上の在職老齢年金を廃止。
- 上記の制度改正を前提とし、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

# オプション試算（平成26年財政検証）

社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法において提示された課題の検討に資するため、一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施。

※ 国民会議の報告書において「年金制度の課題の検討に資する検証作業を行うべき」とされた。

## オプションⅠ …マクロ経済スライドの仕組みの見直し

- 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合、現行の仕組みでは発動が不十分となる低成長ケースにおいて、所得代替率への改善効果が大きい。

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度)	所得代替率の変化
ケースC (0.9%)	50.8%(2043) ⇒ 51.2%(2043)	+0.4%
ケースE (0.4%)	50.2%(2044) ⇒ 51.0%(2042)	+0.8%
ケースG (▲0.2%)	39.5%(2072) ⇒ 44.5%(2050)	+5.0%
ケースH (▲0.4%)	調整できず ⇒ 41.9%(2054)	—

注1: 経済前提は、景気の波による変動を仮定したもの。  
 2: 実質経済成長率は、2024年度以降20~30年の平均

## オプションⅡ …被用者保険の更なる適用拡大

**適用拡大①(220万人ベース)** ; 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大（非適用事業所は対象外）  
**適用拡大②(1,200万人ベース)**; 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大

- 被用者保険の更なる適用拡大を進めた場合、国民年金(基礎年金)の財政が改善し所得代替率は上昇。特に、1200万人ベースで適用拡大を進めた場合、所得代替率は大幅に(4~7%)上昇。

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度)			所得代替率の変化	
	拡大前	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大①	適用拡大②
ケースC (0.9%)	51.0%(2043) ⇒	51.5%(2042)	57.3%(2032)	+0.5%	+6.3%
ケースE (0.4%)	50.6%(2043) ⇒	51.1%(2042)	57.5%(2029)	+0.5%	+6.9%
ケースG (▲0.2%)	42.0%(2058) ⇒	42.5%(2056)	47.1%(2046)	+0.5%	+5.1%
ケースH (▲0.4%)	41.9%(2054) ⇒	42.2%(2054)	45.8%(2047)	+0.3%	+3.9%

注1: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。  
 2: 実質経済成長率は、2024年度以降20~30年の平均

## オプションⅢ ……保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

○ 高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう以下の制度改正を仮定した場合、保険料の拠出期間の延長(40年⇒45年)等により、所得代替率は6%程度上昇。(おおむね45/40上昇。)

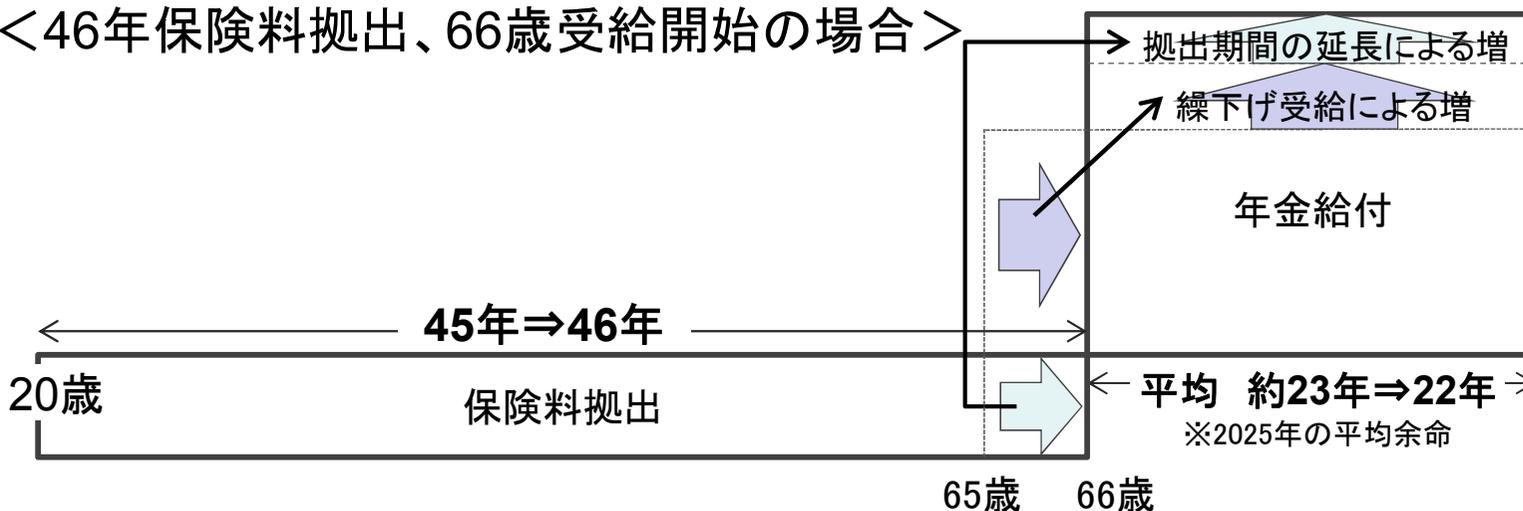
- (1) 基礎年金の納付年数の上限を現行の40年から45年に延長し、延長に併せて基礎年金が増額する仕組みに変更。
- (2) 65歳以上の在職老齢年金を廃止。

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度) 40年拠出モデル ⇒ 45年拠出モデル	所得代替率の変化
ケースC (0.9%)	51.0%(2043) ⇒ 57.6%(2042)	+6.6%
ケースE (0.4%)	50.6%(2043) ⇒ 57.1%(2042)	+6.5%
ケースG (▲0.2%)	42.0%(2058) ⇒ 48.4%(2053)	+6.4%
ケースH (▲0.4%)	41.9%(2057) ⇒ 47.9%(2051)	+6.0%

注1: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。  
 2: 実質経済成長率は、2024年度以降20~30年の平均

○ 65歳を超えて就労し保険料を拠出した者が、受給開始年齢の繰下げを選択した場合、さらに給付水準は上昇。最も低成長のケースHでも、マクロ経済スライドをフルに発動する仕組みとした上で、66歳に繰り下げると所得代替率は50%を超える。

### <46年保険料拠出、66歳受給開始の場合>



	所得代替率
ケースC	57.6% ⇒ 63.1%
ケースE	57.1% ⇒ 62.6%
ケースG	48.4% ⇒ 53.1%
ケースH	47.9% ⇒ 52.5%

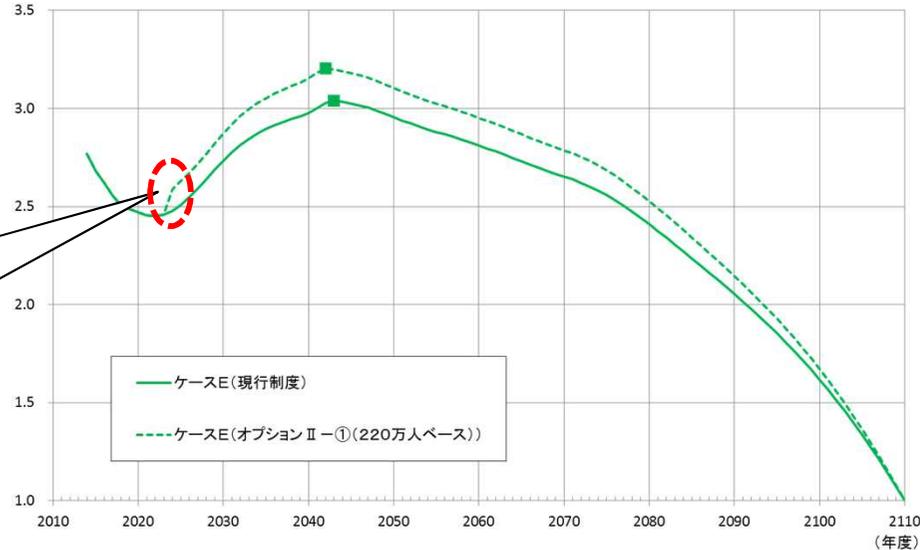
注: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。

# 適用拡大（オプション試算Ⅱ）が基礎年金に与える効果

○ 適用拡大により短時間労働者等の第1号被保険者が減少すると、第1号被保険者の1人当たり積立金が増加し、基礎年金の所得代替率が改善する。

## 国民年金の積立度合の見通し

※積立度合：当年度支出に対する前年度末積立金の比率



第1号被保険者の減少により1人当たり積立金が増加し、積立度合が上昇

適用拡大により第1号被保険者数が減少すると、**国民年金の1人当たり積立金が増加し、年金の積立度合が上昇。これにより、国民年金財政が改善。**

## 基礎・比例別にみた所得代替率の変化(ケースE)

	現行	オプションⅡ-① (220万人ベース)	オプションⅡ-② (1200万人ベース)
計	50.6%	51.1% (+0.5%)	57.5% (+6.9%)
比例	24.5% [2020]	24.5% (▲0.1%) [2020]	24.1% (▲0.4%) [2022]
基礎	26.0% [2043]	26.6% <b>(+0.6%)</b> [2042]	33.3% <b>(+7.3%)</b> [2029]

**基礎年金の所得代替率が改善**

(注) [ ]内はマクロ経済スライドの調整終了年度を表しており、( )内は現行からの所得代替率の変化を表している。

## 現行制度とオプション試算Ⅲにおける基礎年金の財政見通しの比較

○ 前述のような制度設計のオプション試算Ⅲにおける基礎年金給付費と国庫負担の見通し（平成26年度価格）を、現行制度によるものと比較すれば、以下のとおり。

年度	現行		オプションⅢ	
	基礎年金 給付費	基礎年金 国庫負担	基礎年金 給付費	基礎年金 国庫負担
平成26(2014)	21.8	11.1	21.8	11.1
納付年数の 上限延長開始⇒ 平成30(2018)	22.7(24.3)	11.5(12.4)	22.7(24.3)	11.5(12.4)
上限延長完了⇒ 平成42(2030)	19.4(29.7)	9.9(15.2)	19.9(30.4)	10.2(15.6)
基礎の調整完了⇒ 平成54(2042)	17.6(36.2)	9.0(18.6)	19.2(39.6)	9.9(20.4)
上限45年未満 の者が90歳に⇒ 平成67(2055)	16.2(46.0)	8.4(23.7)	18.5(52.4)	9.6(27.1)
平成72(2060)	15.4(49.6)	8.0(25.6)	17.7(56.9)	9.2(29.4)
平成82(2070)	13.8(56.6)	7.1(29.2)	15.9(65.2)	8.2(33.8)
平成92(2080)	12.1(63.9)	6.3(33.0)	14.0(73.6)	7.2(38.1)
平成102(2090)	10.5(70.9)	5.4(36.6)	12.1(81.7)	6.3(42.3)
平成112(2100)	9.1(78.6)	4.7(40.5)	10.5(90.5)	5.4(46.9)
平成122(2110)	7.9(87.5)	4.1(45.1)	9.1(100.8)	4.7(52.1)

（資料）平成26年財政検証結果及びオプション試算結果をもとに作成。いずれもケースEの数字を使用。

（注）「平成26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したもの。（ ）内の計数は換算前の実額。

# 平成26年財政検証結果、オプション試算結果の総括

## 今回の財政検証を行うに当たっての基本的なスタンス

幅の広い経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかを幅広く示すことで、何が年金制度にとって重要なファクターなのか、持続可能性や年金水準確保のためにどのような対応があり得るかなど、様々な議論のベースとなるものを提示



日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認

日本経済の再生を軌道に乗せるとともに、成長に必要な労働力を確保すべく、女性や高齢者が安心して働ける環境整備を進め労働参加の促進を実現することが、年金制度の持続可能性を高める意味でも、給付水準の確保を図る意味でも重要

一方で、経済再生ケース(ケースA~E)においても、基礎年金のマクロスライド調整に30年近く要し、基礎年金の水準が相対的に大きな低下となる問題、低成長ケース(ケースF~H)では年金財政均衡のためには所得代替率は50%を割り込むこととなることなど課題は存在

今回初めて実施したオプション試算結果から、3つのオプションいずれもが制度の持続可能性を高め、給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことを確認

# 平成26年財政検証におけるオプション試算の評価

- 社会保障審議会年金部会における議論の整理(平成27年1月21日 社会保障審議会年金部会)(抜粋)

当面の改革で手当てするもの以外の課題については、引き続き本部会における検討を進めていくこととする。これに関して、今回の平成26年財政検証において行われたオプション試算については、改革の必要性や効果についての共通認識を形成する上で非常に重要な役割を果たしたものと評価したい。今後の財政検証に当たっても、効率的な議論のベースになり得る、課題の検討に資する検証作業が行われることが望ましい。

- 平成26年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)(平成28年2月8日 社会保障審議会年金数理部会)(抜粋)

本報告書では詳しく取り上げなかったが、今回財政検証では社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、本来の財政検証結果の他に、幾つかのオプション試算が行われている。オプションⅠはマクロ経済スライドの仕組みの見直し、オプションⅡは被用者保険の更なる適用拡大、オプションⅢは保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制に係るものである。特に、オプションⅠでは、前回財政検証時に当部会が指摘した景気変動によりマクロ経済スライドが働かない場合を考慮した試算の必要性に応えるものとなっている。このような様々なオプション試算が示されることは、制度のより深い理解とともに今後の制度改正の必要性の議論に大いに役立つものであり評価したい。

# 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

### 2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

### 3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

### 4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

### 5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

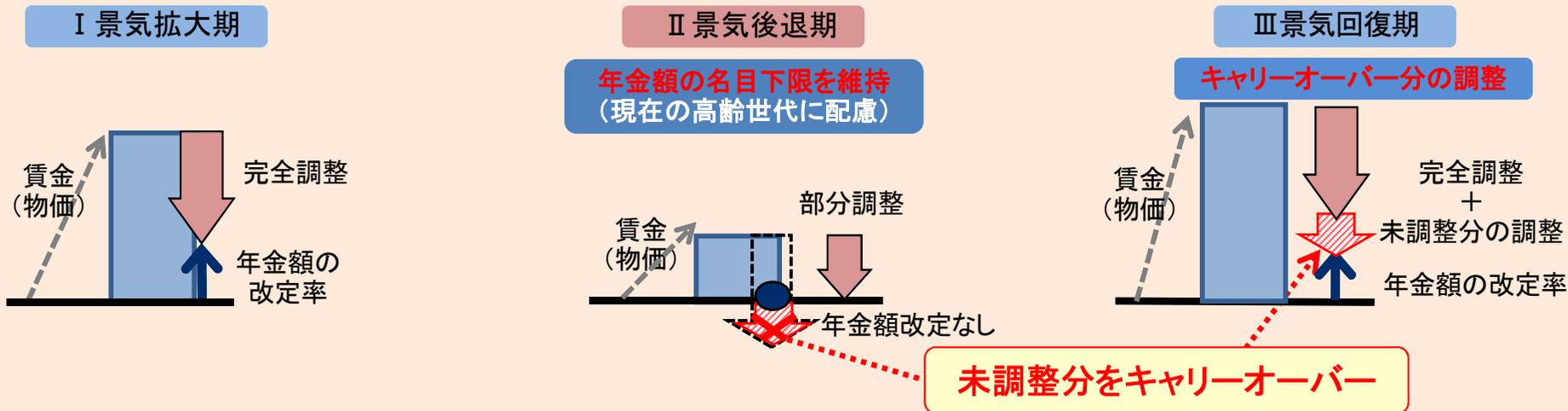
# 年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【平成33年4月施行】

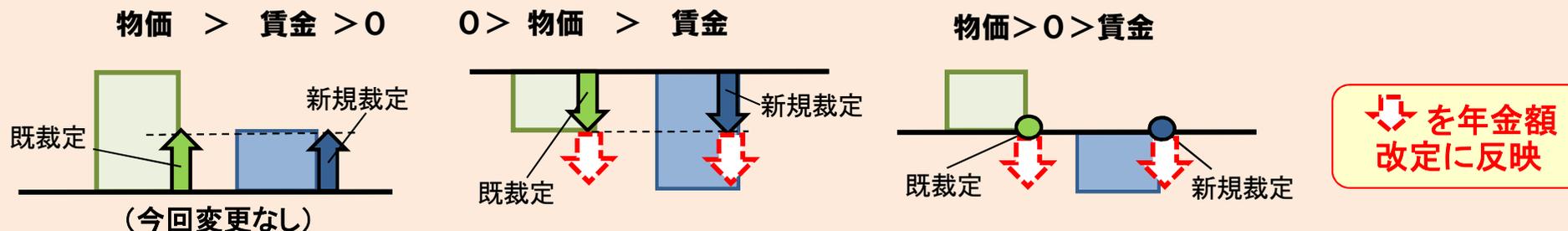
## ① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し (少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整 (高齢者の年金の名目下限は維持)

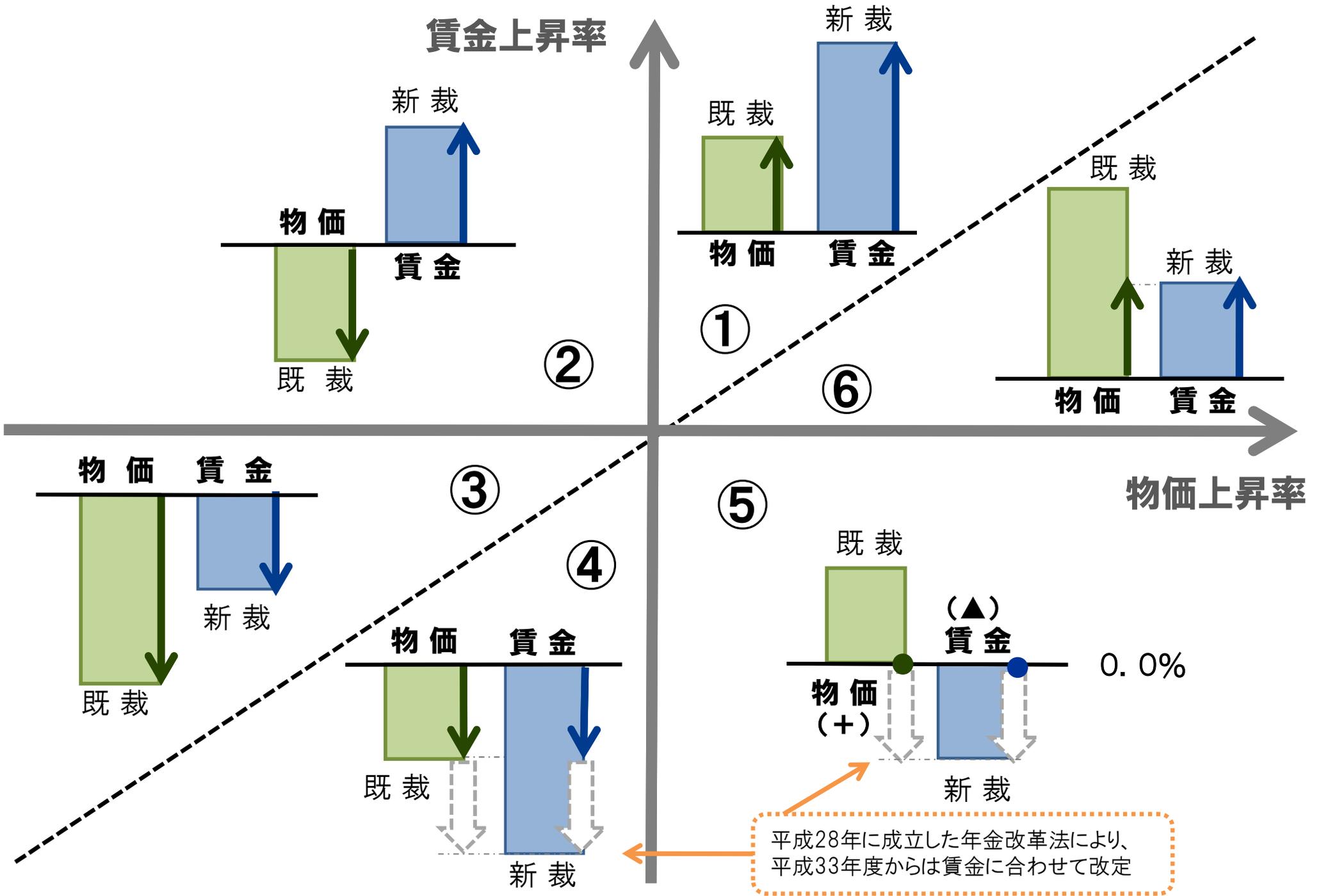


## ② 賃金・物価スライドの見直し (賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



# 年金額の改定(スライド)のルール



# 年金部会における当面の議論の進め方

第1回社会保障審議会年金部会  
2018年4月4日

資料1

	年金部会	年金財政における経済前提に関する専門委員会	その他の予定
4月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの制度改革のレビュー</li> <li>○ 財政検証の役割・スケジュール等</li> <li>○ 年金数理部会「公的年金財政状況報告（平成28年度）」</li> <li>○ 諸外国の年金制度の改革動向 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 昨年7月に第1回を開催</li> <li>○ ヒアリング等</li> </ul>	
本年秋頃	<p>○ 社会保障改革プログラム法の検討事項に沿ってフリーディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マクロ経済スライドのあり方</li> <li>・ 被用者保険の適用拡大</li> <li>・ 高齢期の就労と年金</li> <li>・ 高所得者の年金給付と課税 等</li> </ul>	<p>○ 検討作業班における検討（パラメーターの設定など）</p>	<p>(独)労働政策研究・研修機構が労働力需給の推計を公表</p>
来年1月頃		<p>○ 検討作業班からの報告</p>	<p>内閣府が中長期試算を公表</p>
来年春頃	<p>○ 厚生労働省における検証作業</p>	<p>○ 議論のとりまとめ</p>	

# 社会保障審議会年金部会

## 「年金財政における経済前提に関する専門委員会」について

### 1. 設置の趣旨

平成31年までに行う公的年金の財政検証における経済前提等について、年金部会における審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を設置

### 2. 主な検討項目

- ・ 財政検証に用いる経済前提としての各種経済指標のあり方 など

#### <委員名簿>

◎植田 和男	共立女子大学教授・東京大学金融教育研究センター長
小黒 一正	法政大学経済学部教授
小野 正昭	みずほ信託銀行 年金研究所 主席研究員
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
小枝 淳子	早稲田大学政治経済学術院准教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
武田 洋子	三菱総合研究所 政策・経済研究センター長・チーフエコノミスト
玉木 伸介	大妻女子大学短期大学部教授
野呂 順一	ニッセイ基礎研究所代表取締役会長
山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部教授
吉川 洋	立正大学経済学部教授
米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授

(◎は委員長)

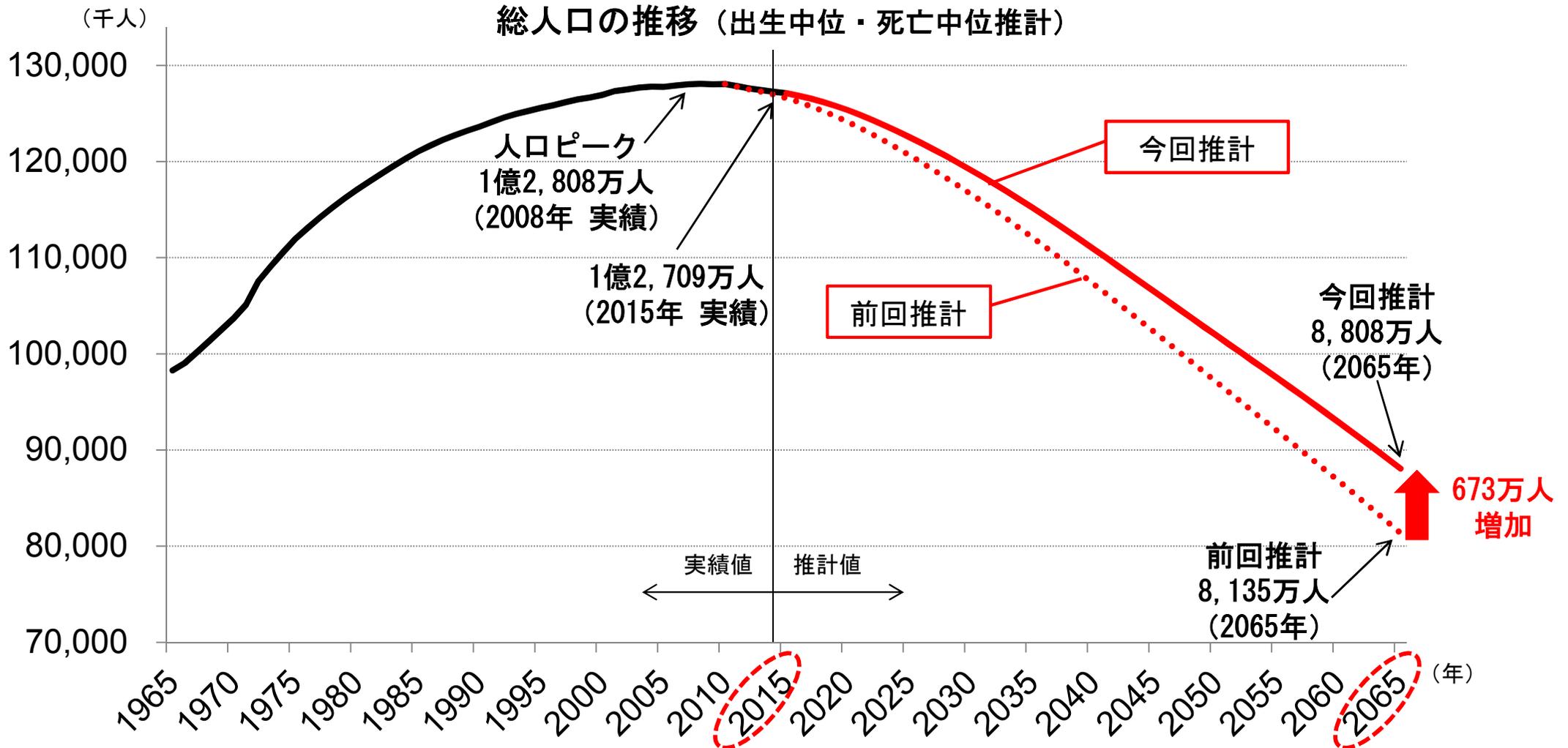
(参考) 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議(平成二十八年十二月十三日参議院厚生労働委員会)

五、本法による年金額の改定ルール of 賃金・物価スライドの見直しについては、平成二十六年財政検証を踏まえて行われた関係審議会において取りまとめられた新しい改定ルールであり、オプション試算が行われなかったが、次回予定される平成三十一年財政検証に向けて、景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること。また、国民が将来の年金の姿を理解するためには、単一の世帯類型における所得代替率による将来推計だけでは不十分であることから、前提条件の妥当性及び多様な世帯類型における所得代替率を併せて示すよう、より経済の実勢や国民のニーズに合った財政検証の態様の見直しを検討すること。

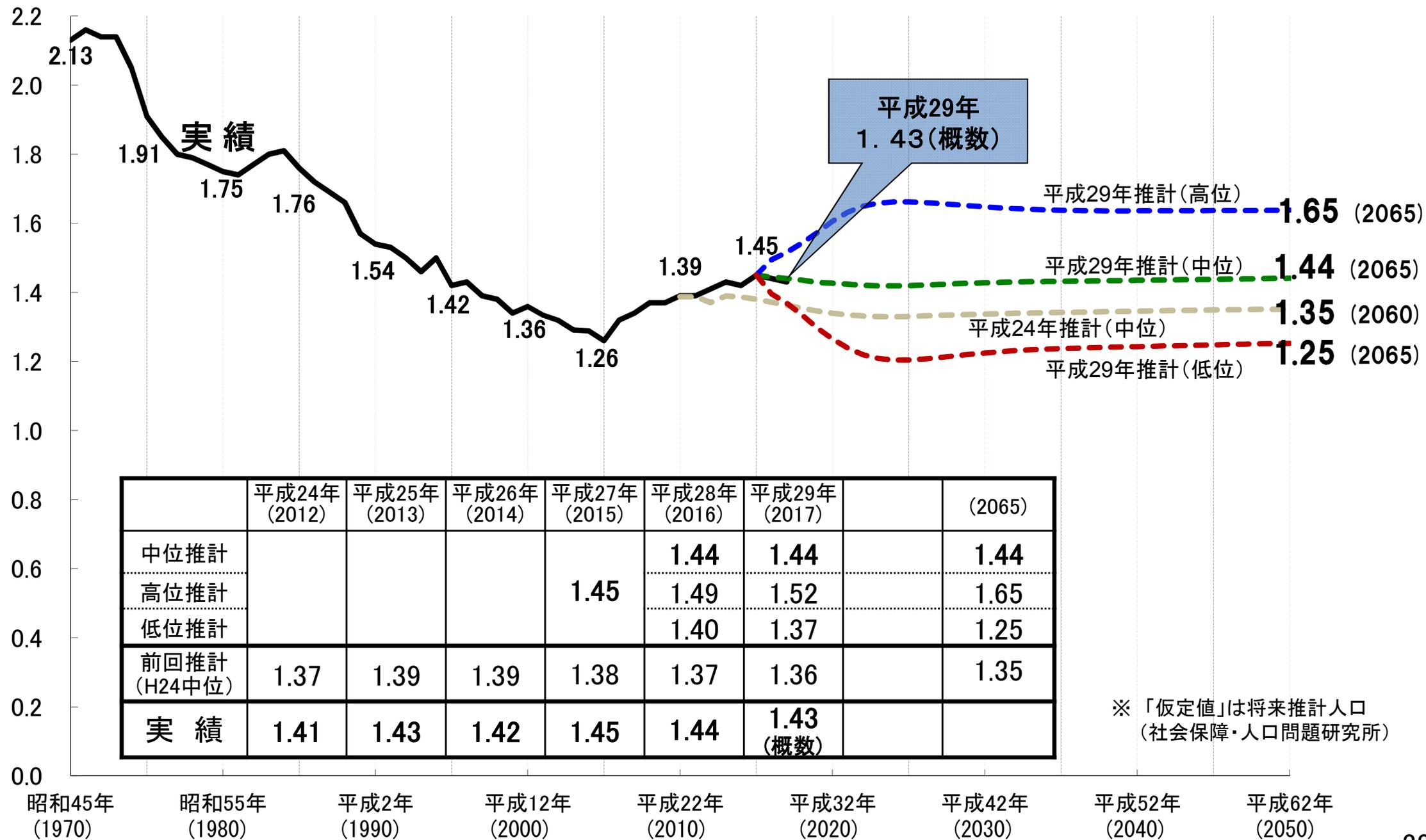
# 年金財政に影響を与える 諸要素について

# 日本の将来推計人口(平成29年推計)

- 5年ごとの国勢調査(平成27年調査)の結果を受けて、これを出発点とした日本の将来の人口推計を国立社会保障・人口問題研究所が実施。(概ね5年に1度実施。今回は戦後で15回目)
- 今回の推計では、近年の30~40歳代の出生動向の改善等を反映し、出生率の仮定は前回推計(平成24年推計)より上方に設定。(前回:1.35(出生中位)→今回:1.44(出生中位))
- このため、前回推計と比較すると、将来に向けた人口減少の速度や高齢化の進行度合いが緩和。

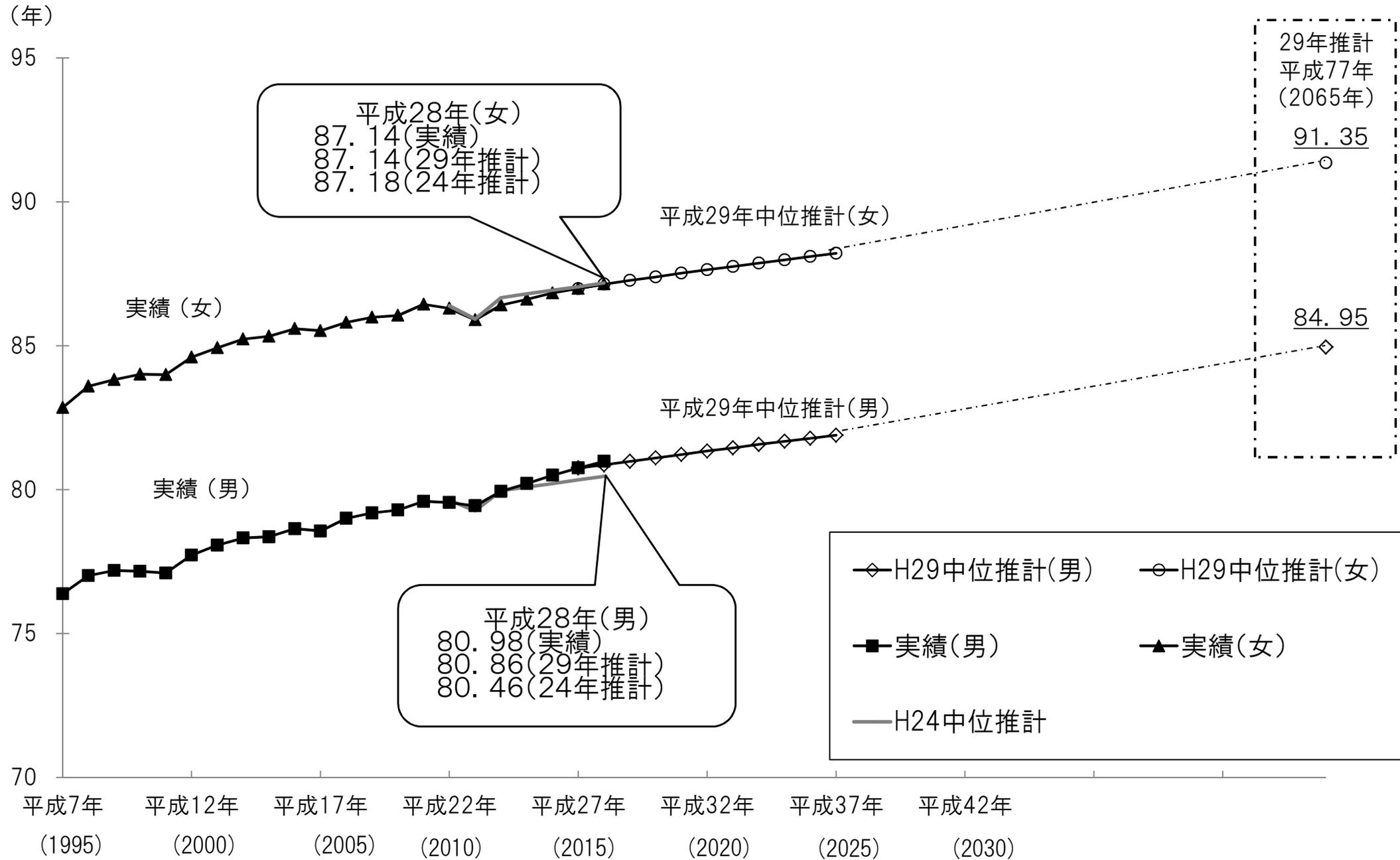


# 合計特殊出生率の「実績」と「仮定値」の比較



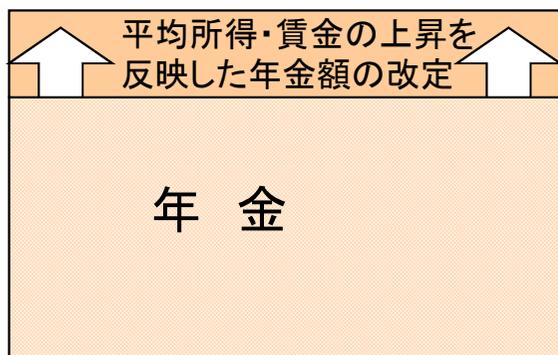
※「仮定値」は将来推計人口  
(社会保障・人口問題研究所)

# 平均寿命の「実績」と「仮定値」の比較



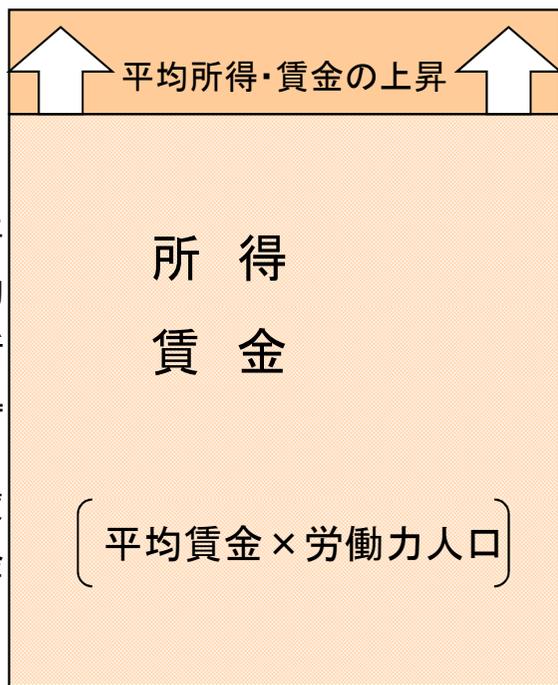
# マクロ経済スライドの概念図

《現在の年金額改定(スライド)》



【新規裁定時】

1人当たりの平均賃金の上昇率と同程度年金額をスライド(賃金スライド)



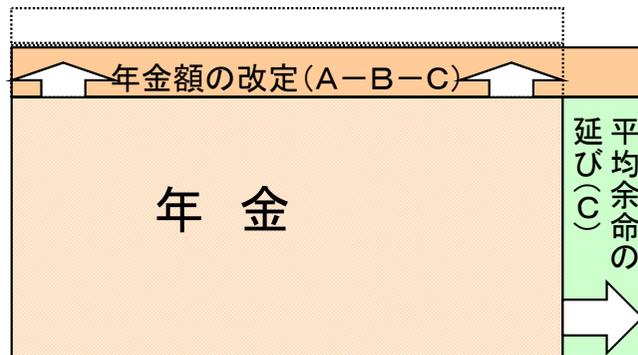
【裁定後】

物価スライドにより年金の購買力を維持

労働力人口(人数) →

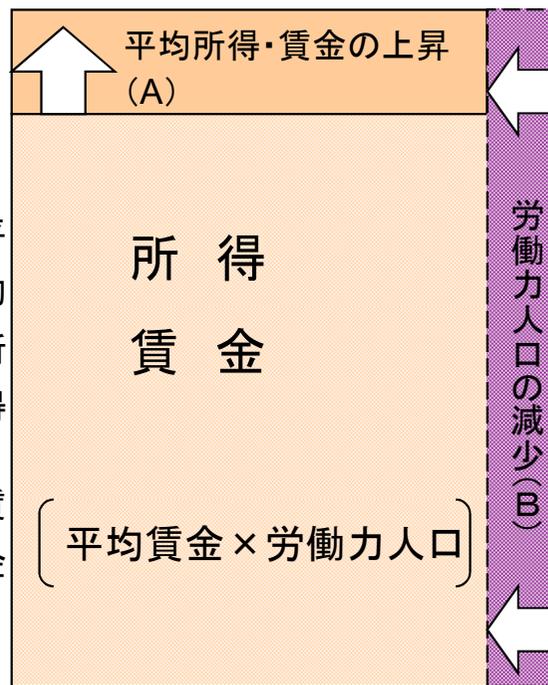
○年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

《マクロ経済スライドによる自動調整》



【新規裁定時】

平均賃金の上昇率(A)から労働力人口の減少率(B)と平均余命の延び(C)を控除して年金額をスライド(マクロ経済スライド)



【裁定後】

物価スライドからも(B)分と(C)分を調整

労働力人口(人数) →

○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が増加しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。

# 被保険者数の推移

- 厚生年金被保険者の増加に伴い、**公的年金被保険者数は見込みよりも高い水準で推移**している。

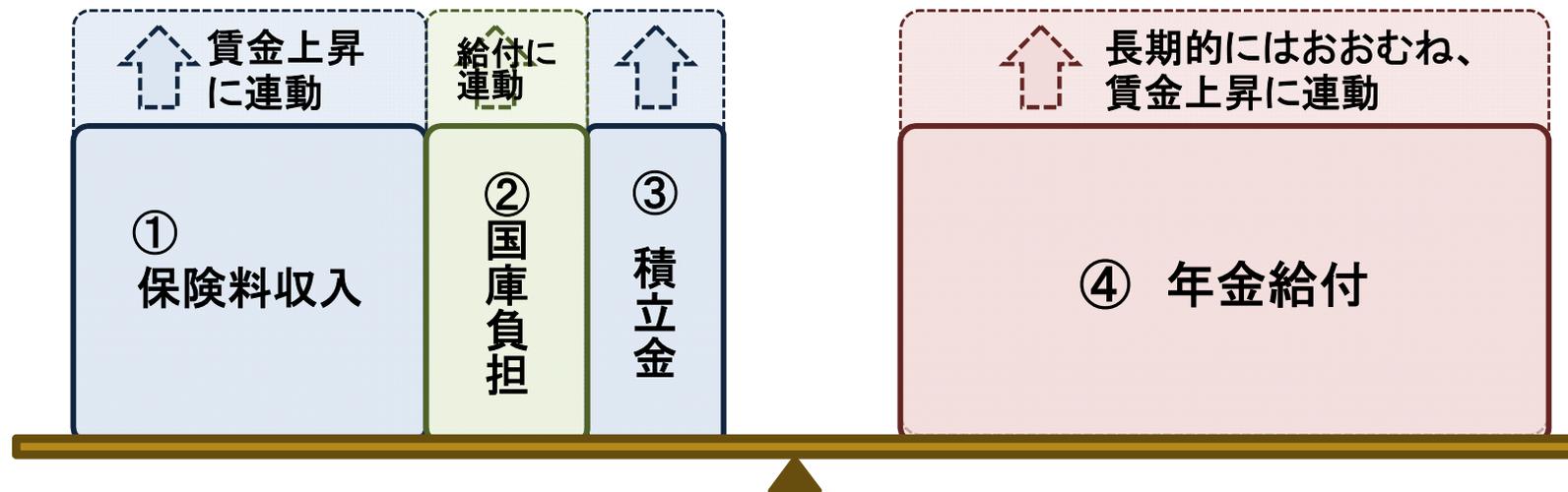
	公的年金被保険者総数			
		国民年金 第1号被保険者	厚生年金 被保険者	国民年金 第3号被保険者
	万人	万人	万人	万人
〔平成26年財政検証における見込み〕 ＜労働市場への参加が進むケース＞				
平成26年度	6,635	1,773	3,918	944
平成27年度	6,593	1,742	3,923	928
平成28年度	6,556	1,705	3,943	908
＜労働市場への参加が進まないケース＞				
平成26年度	6,621	1,802	3,866	953
平成27年度	6,572	1,785	3,846	942
平成28年度	6,528	1,764	3,838	926
〔実績〕				
平成26年度	6,722	1,745	4,040	937
平成27年度	6,718	1,675	4,122	921
平成28年度	6,731	1,593	4,238	900
〔乖離(実績-見込み)〕				
＜労働市場への参加が進むケース＞				
平成26年度	87	▲ 29	122	▲ 7
平成27年度	125	▲ 66	198	▲ 7
平成28年度	175	▲ 113	296	▲ 9
＜労働市場への参加が進まないケース＞				
平成26年度	101	▲ 57	174	▲ 16
平成27年度	146	▲ 109	276	▲ 20
平成28年度	203	▲ 171	400	▲ 26

# 経済変動が年金財政へ与える影響

- 賦課方式を基本とした公的年金は、人口構造の変化による影響を除くと、収入(財源)、支出(給付)ともに賃金水準の変化に応じて変動することとなる。この性質により、激しい経済変動に対しても一定の安定性を確保し、その時々々の賃金水準に応じた年金給付を可能としている。
- したがって、収入、支出の中で賃金上昇に連動しない部分が年金財政に大きな影響を与える。

＜賃金上昇に連動しない部分＞

- ・運用収入のうち運用利回りと賃金上昇率の差 … 実質的な運用利回り(スプレッド)
- ・既裁定年金の物価スライド … 賃金上昇率と物価上昇率の差 (実質賃金上昇率)

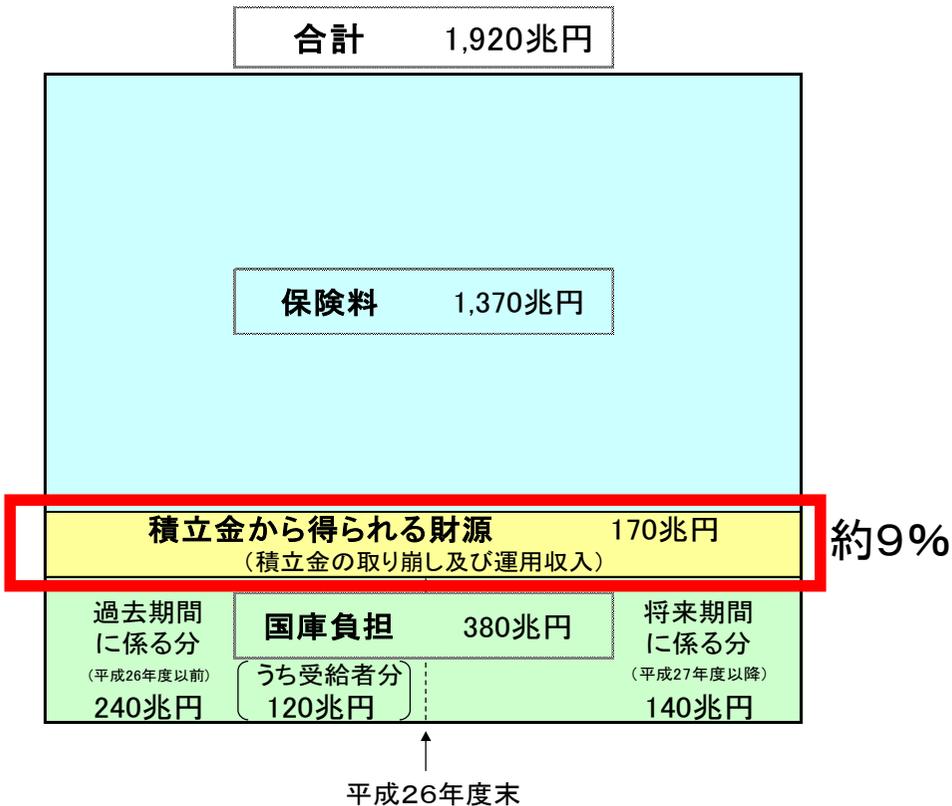


- ① 保険料収入 … 賃金上昇に応じて増加
- ② 国庫負担 … 給付の増加(≒賃金上昇)に応じて増加
- ③ 積立金 … 運用収入に応じて増加
- ④ 年金給付 … 新規裁定年金の賃金スライドにより、おおむね賃金上昇に応じて増加  
→ 既裁定年金は物価スライドであるが、年金給付の長期的な動向は賃金上昇に応じて増加する。

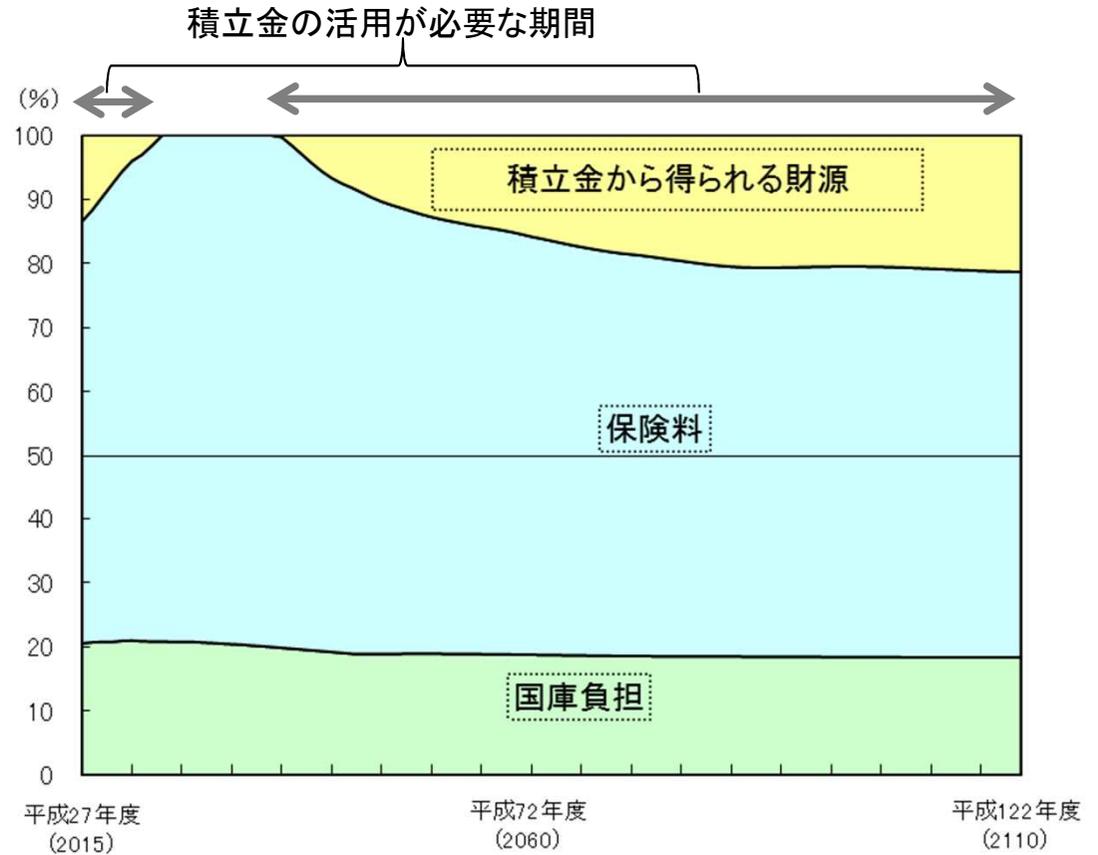
# 厚生年金の財源の内訳（平成26年財政検証）

財政検証で前提としている概ね100年間を平均すれば、給付の約9割が保険料と国庫負担で賄われる。

## ＜運用利回りによる一時金換算の財源内訳＞



## ＜年度別の財源の内訳＞



〔前提〕財政検証における人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE

物価上昇率：1.2%、  
賃金上昇率(実質＜対物価＞)：1.3%、  
運用利回り(スプレッド＜対賃金＞)：1.7%

※おおむね25年後(2040年前後)に、積立金の水準はピークとなり、その後減少していく見込み。

(出典)平成26年財政検証結果レポート

# 経済前提の推移

- 物価上昇率は見込みよりも低く、実質賃金上昇率はほぼ見込みどおりの水準で推移。また、スプレッドは見込みよりも高い水準で推移している。

	物価上昇率	賃金上昇率		運用利回り	
		名目	実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	(参考) 名目
[平成26年財政検証における見込み] <経済再生ケース>	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
26年度	2.6	1.0	▲1.6	0.3	1.3
27年度	2.7	2.5	▲0.2	▲0.6	1.9
28年度	2.7	2.5	▲0.2	▲0.4	2.2
29年度	2.2	3.6	1.4	▲1.0	2.6
<参考ケース>					
26年度	2.6	1.0	▲1.6	0.3	1.3
27年度	2.3	1.6	▲0.7	▲0.0	1.6
28年度	2.0	2.3	0.3	▲0.4	1.9
29年度	1.4	2.9	1.5	▲0.7	2.1
[実績]					
26年度	2.7	1.1	▲1.6	10.4	11.6
27年度	0.8	0.3	▲0.5	▲3.5	▲3.2
28年度	▲0.1	▲0.0	0.1	5.4	5.3
29年度	0.5				
[乖離(実績-見込み)] <経済再生ケース>					
26年度	0.1	0.1	0.0	10.1	10.3
27年度	▲1.9	▲2.1	▲0.2	▲2.9	▲5.1
28年度	▲2.8	▲2.6	0.2	5.7	3.2
29年度	▲1.7				
<参考ケース>					
26年度	0.1	0.1	0.0	10.1	10.3
27年度	▲1.5	▲1.3	0.2	▲3.5	▲4.8
28年度	▲2.1	▲2.3	▲0.2	5.8	3.4
29年度	▲0.9				

注1. 物価上昇率の実績は、消費者物価指数の前年比である。

注2. 賃金上昇率は性・年齢構成の変動による影響を控除した厚生年金の名目標準報酬上昇率である。

注3. 運用利回りは厚生年金・国民年金計の数値である。なお、平成27年度以降は被用者年金一元化により実施機関積立金の分を含む。

# マクロ経済スライド調整の状況

- ・ 賃金変動率の低迷等により、マクロ経済スライドの発動は平成27年度のみとなっている。
- ・ なお、近年では被保険者数の減少が緩やかとなっており、マクロ経済スライド調整に用いる被保険者数の変化率は財政検証の見込みよりも小さくなっている。

改定年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
<b>年金額改定率の実績</b>						
物価変動率 ※ 前年のCPI上昇率	0.4%	2.7%	0.8%	▲0.1%	0.5%	
賃金変動率 ※ 2～4年前の賃金上昇率等を 基に計算	0.3%	2.3%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	
実際に発動したマクロ 経済スライド調整率	—	▲0.9%	—	—	— (※2)	
( 被保険者の変化率× 平均余命の伸びを勘案した 一定率(▲0.3%) )	▲1.0%	▲0.9%	▲0.7%	▲0.5%	▲0.3%	
年金額改定率	▲0.7% (※1)	0.9% (※1)	0.0%	▲0.1%	0.0%	
(参考) 平成26年財政検証における「被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)」の見込み						
労働市場への参加が 進むケース	▲1.0%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.0%	▲0.9%
労働市場への参加が 進まないケース	▲1.0%	▲1.1%	▲1.2%	▲1.2%	▲1.1%	▲1.0%

※1 特例水準の解消のため、平成26年度は▲1.0%、平成27年度は▲0.5%の改定が行われている。このため、平成26年度はマクロ経済スライドが発動していない。

※2 平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越されること(キャリーオーバー)となる。

# 厚生年金・国民年金の財政収支の状況

※ 存続厚生年金基金の代行部分等を含む

○ 平成28年度末の積立金(時価ベース)は、財政検証では178.4兆円、実績では200.2兆円(存続厚生年金基金の代行部分等を含む)となっており、約21.9兆円実績が見込みを上回っている。

[厚生年金+国民年金]

(単位:兆円)

	平成26年財政検証における見込み(ケースE)							実績推計(収支決算)							年度末積立金の見込みと実績との差
	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	
	うち 保険料	うち 運用収入			うち 保険料	うち 運用収入			うち 保険料	うち 運用収入					
<b>&lt;被用者年金一元化前(～H27.9)&gt;</b>															
26年度 (2014)	[40.3]	[27.4]	[2.1]	[43.8]	[△3.5]	[△5.6]	[156.7]	[59.0]	[28.6]	[19.4]	[44.1]	[14.9]	[△4.5]	[175.4]	[18.6]
								[(56.5)]	[(27.9)]	[(15.3)]	[(42.6)]	[(13.8)]	[(△1.4)]	[(145.9)]	
<b>&lt;被用者年金一元化後(H27.10～)&gt;</b>															
27年度 (2015)	45.8	30.9	3.1	48.6	△2.8	△5.9	180.3	38.4	32.1	△5.8	48.5	△10.1	△4.3	194.5	+ 14.2
								(43.3)	(31.8)	(△5.1)	(47.0)	(△3.7)	(1.4)	(171.5)	
28年度 (2016)	51.3	34.8	3.8	53.2	△1.9	△5.8	178.4	57.8	36.0	9.3	52.1	5.7	△3.6	200.2	+ 21.9
								(62.1)	(35.8)	(9.2)	(50.9)	(11.2)	(1.9)	(182.6)	
29年度 (2017)	53.9	36.4	4.5	54.2	△0.3	△4.8	178.0								

注1. 平成26年財政検証の数値は人口:出生中位、経済:ケースEの数値である。また、26年度の実績推計(収支決算)欄の数値([ ]内の数値)は共済組合等に係る分を除いたものである。

注2. 「実績推計(収支決算)」欄の、上段は、将来見通しと比較するために存続厚生年金基金の代行部分等のベースをそろえた実績値(実績推計)を記載、下段(括弧内)は、代行部分等を含まない時価ベースの収支決算を掲載している。なお、年度末積立金の上段と下段の違いは、存続厚生年金基金の最低責任準備金等と国庫負担繰延額によるものである。

注3. 「年度末積立金の見込みと実績との差」欄は、実績推計から見込みを控除した数値を記載している。

注4. 平成27年度の共済組合に係る分は半期分(平成27年10月～平成28年3月)となっている。

注5. 基礎年金勘定に係る収支は含んでいない。